## 景観形成地区基準

# (6) 中高層住宅地区(佐竹台1丁目(1))

## a.建築物

	景観刑	<b>が成地区基準</b>			チェック	備考
1.全体計画・配置	1.全体計画・配置等					
(1)良好な景観	(1)良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。					
(2)周辺に与え	(2)周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。					
(3)道路に面す	(3)道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。					
(4) 交流が図れ	(4)交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。					
(5)既存の緑地	(5) 既存の緑地や樹木を活かした緑化計画とする。					
(6)敷地内のな	歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、匹	季を演出する。				
(7)既存敷地区	(7)既存敷地内の歩行者通路を保存・活用する計画とする。					
(8)敷地内の原	(8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。					
(9)敷地内のな	(9)敷地内の歩行者通路や階段等に、照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。					
(1O)敷地内 <i>(</i>	(10)敷地内のサインは、景観に配慮した、施設のサイン計画とする。					
2.屋根の形態意匠						
(1)周辺景観と	(1)周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。					
(2)勾配屋根と	(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。					
	色相	明度	彩度			
	無彩色	3.0以下	_			
	有彩色	3.0以下	3.0以下			
(3)光沢をおる	さえた素材を使用する。					

## 景観形成地区基準

# (6) 中高層住宅地区(佐竹台1丁目(1))

## a.建築物

	景観	<b></b>		5	チェック	備考
3.形態意匠及び素材						
(1)周辺景観	(1)周辺景観と調和した意匠とする。					
(2)圧迫感や	(2)圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。					
(3)バルコニ	(3)バルコニーは、室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。					
	(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。					
	色相	明度	彩度	7 I		
	無彩色	5.0以上8.0以下	_	7 I		
	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上8.0以下	3.0未満	7 I		
	その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下			
(5)外壁の色	シジャップ (東京の) また (東京の	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	クセントカラーを除く。			
(6)質感、素	材感のある素材とする。					
1.敷際	<u></u> 敷際					
(1)開放的な	空間となるよう工夫し、擁壁等設ける場合には	は、擁壁前面にできる限り植栽空間	を設ける。			
(2)道路際に	(2)道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。					
(3)緑の連続	(3)緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。					
(4)かき又は柵を設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。						
(5)道路際の	(5)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。					
5.駐車場·駐輪						
(1)建築物と	(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。					
(2)道路や敷	(2) 道路や敷地境界より極力後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。					
(3)駐車場の	(3)駐車場の駐車区画の舗装仕上げは質感のある素材などで工夫する。					
(4)照明灯の	(4) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。					

# 景観形成地区基準

# (6) 中高層住宅地区(佐竹台1丁目(1))

# a.建築物

	景観形成地区基準	チェック	備考
6.=	6.ゴミ置場・付帯施設等		
	(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
	(2)植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。		
	(3)設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		
7.植	裁		
	(1)敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
	(2)周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
	(3)道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。		
	(4)植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。		

## b.工作物

景観形成地区基準		チェック	備考
1.接	<u>乗壁</u>		
	(1)周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。		
	(2)道路際の擁壁は植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。		

# c.開発行為

	景観形成地区基準	チェック	備考
1.糸	1.緑化		
	(1)敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。		
	(2)周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.ì	2.造成計画		
	(1)地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。		
	(2)歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。		